省　　令

○農林水産省令第四十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二十三日

農林水産大臣　林　　芳正

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の(1)のシを次のように改める。

シ　組換えＤＮＡ技術（組換えＤＮＡ（酵素等を用いて行うＤＮＡの切断及び再結合の操作により作製されるＤＮＡをいう。以下同じ。）を生細胞に移入し、これを増殖させる技術をいい、次に掲げるものを除く。以下同じ。）によつて得られた生物を含む飼料を製造する場合は、当該飼料は、その安全性につき、農林水産大臣の定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けたものでなければならない。ただし、当該飼料が安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準に適合する場合は、この限りでない。

(ア)　生細胞に移入された組換えＤＮＡが当該生細胞と同一の分類学上の種に属する微生物のＤＮＡのみから成るようにする技術

(イ)　組換えＤＮＡが移入された生細胞の遺伝子の構成が自然界に存在する微生物の遺伝子の構成と同等となるようにする技術

別表第一の1の(1)のス中「飼料が」を削り、「製造されたものを含む」を「飼料を製造する」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。